

たばこ・塩を巡る国際情勢について

令和 8 年 5 月 14 日
財務省理財局

関税及び国際交渉について

- 紙巻たばこ・加熱式たばこ等は、大手メーカーの工場の立地するインドネシアや韓国、欧州が、精製塩は原塩の産地である中国が、それぞれ輸入の大宗を占める。
- 我が国が多く数のEPA交渉等を進める中で、CPTPPや日EU・EPA等ではたばこや塩に関し一定の譲許。一方、直近、大筋合意に至った日バングラデシュEPA、日UAE EPA等では、国内産業への影響を踏まえ、センシティブな品目につき関税率維持を実現。

主なたばこ・塩の関税率	基本税率		暫定税率	実効関税率
	紙巻たばこ	8.5% + 290.7円/千本		無税※
加熱式たばこ	4%		—	3.4%
精製塩	0.5円/kg		—	0.5円/kg

※令和8年度末まで延長

主なたばこ及び塩の輸出入状況 (注) 財務省「貿易統計」をもとに作成

➤ 輸入実績 (2025年)

	紙巻たばこ	加熱式たばこ	精製塩
1位	インドネシア (114億本、39%)	イタリア (12,276t、27%)	中国 (118,589t、90%)
2位	セルビア (58億本、20%)	韓国 (10,686t、24%)	オーストラリア (3,188t、2%)
3位	韓国 (54億本、18%)	ルーマニア (9,892t、21%)	ドイツ (1,898t、1%)

➤ 輸出実績 (2025年)

	紙巻たばこ
1位	香港 (14億本、80%)
2位	中国 (1.4億本、9%)
3位	シンガポール (0.8億本、5%)

EPA交渉等の結果及び現状

	紙巻たばこ	加熱式たばこ	精製塩
CPTPP (2018年)	即時撤廃	2028年度にかけて撤廃	2028年度にかけて撤廃
日EU (2019年) 日英 (2021年)	即時撤廃	2023年度にかけて撤廃	2028年度にかけて撤廃
RCEP (2022年)	現行税率維持	現行税率維持	現行税率維持
日バングラ・日UAE (2026年)	現行税率維持	現行税率維持	現行税率維持

- 日トルコ、日コロンビア、日中韓、日GCCにつき交渉中
- 日UAEは、交渉が妥結したものの署名は未了

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC) 第11回締約国会議(COP11)結果概要

令和7年(2025年)11月
外務省国際協力局
国際保健戦略官室

FCTC COP11概要

- ・WHO FCTCのCOPは、本条約の締約国代表(183カ国)により構成される本条約の意思決定機関。第3回までは毎年、第4回以降は原則隔年開催(COP9は2021年11月、COP10は2024年2月に開催)。
- ・日程:2025年11月17日~22日
- ・開催地:スイス・ジュネーブ(次回COP12は2027年にアルメニア・エレバンにて開催予定)
- ・日本からは外務省、財務省、厚生労働省が政府代表団として参加。

COP11における主要な議題

- 【議題3】FCTC履行に係る世界的進捗
自国の法令や状況に従った効果的なたばこ課税政策の採用や、たばこ規制に係る能力構築に向けた国際的資金支援の自発的拡大の検討を締約国に要請
- 【議題4.1】未来志向のたばこ規制措置(条約第2条1)
専門家グループが検討の選択肢として提示したたばこ規制強化措置について、自国の法令や状況等に従い留意すること等を締約国に勧奨
- 【議題4.2】責任(条約第19条):専門家グループの報告
自国の状況において適当な場合には、条約第19条の履行強化のための専門家グループによる勧告及び選択肢について国内法を考慮して検討することを締約国に勧奨
- 【議題4.3】環境及び人の健康の保護(条約第18条)
適当な場合には、たばこ・ニコチン製品等の包括的規制等を含む条約第18条の履行強化について自国の法令や状況に従い検討することを締約国に勧奨
- 【議題4.4】たばこ製品の含有物及びたばこ製品についての情報の開示に関する規制(条約第9条及び第10条)
第9条及び第10条の実施を巡り、ガイドライン策定に向けた補助機関設置を延期してWHOによる締約国への履行能力支援に注力するとの決定案について議論が収斂せず、COP12に持ち越し
- 【議題4.5】たばこの消費、ニコチン依存及びたばこの煙にさらされることを防止・減少させるための施策の実施と、「ハームリダクション」説を踏まえたたばこ産業の商業上その他既存の利益からのそのような施策の保護(条約第5条2(b)及び同条3)
ニコチン依存の防止・削減のための措置や、たばこ産業による干渉からの保護について議論が収斂せず、COP12に持ち越し

たばこパッケージに係る国際的な規制について

FCTCの規制内容

- FCTC（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）は、締約国に対し、国内法に従い、たばこ製品の容器包装等に、たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告を付す義務を規定。我が国としては、たばこ事業等分科会での議論を経て関連規定を整備。条約に基づく義務は適切に履行。

【FCTCにおける警告表示の主な規定】

- 大きなもの、明瞭なもの並びに視認及び判読の可能なものとする
- 主たる表示面の50%以上を占めるべきであり、主たる表示面の30%を下回るものであってはならない
- 写真若しくは絵によることができ、又は写真若しくは絵を含めることができる

その他※の容器包装等への規制

※FCTCに基づき締約国に義務付けられているものではない

● 画像警告

文言に代えて、又は組み合わせて、写真や絵による警告表示を求める規制。2001年にカナダが初めて導入。2025年末時点で110ヶ国が導入。

● プレーンパッケージ

広告効果の削減を目的として、パッケージからロゴ等のデザイン要素を排除する規制。2012年にオーストラリアが初めて導入。2025年末時点で25ヶ国が導入。

- このほか、カナダ（2023年）及びオーストラリア（2025年）が、1本1本のたばこ巻紙への警告文言の表示を義務付ける規制を導入。



＜諸外国における規制の状況＞

国	警告表示面積 (前面 背面)	画像警告	プレーン パッケージ
カナダ	75% 75%	○	○
フランス	65% 65%	○	○
英国	65% 65%	○	○
ドイツ	65% 65%	○	×
イタリア	65% 65%	○	×
韓国	50% 50%	○	×
米国	50% 50%	×	×
中国	35% 35%	×	×

※ 米国はFCTC非加盟。2020年に前面・背面各50%の画像警告表示規制の導入を決定したが、たばこ会社が言論の自由の侵害等を訴え係争中であり、規制の発効が延期されている。

(参考) FCTC※について

※ WHO Framework Convention on Tobacco Control



FCTC
WHO FRAMEWORK CONVENTION
ON TOBACCO CONTROL

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FCTC)

- たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康の改善を目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示等の規制について規定。
- 2003年5月、WHO総会で条約採択、2005年に発効。英、EU、加、豪、中等183か国が締結。日本は2004年6月に条約締結。2010年（平成22年）以降は原則2年おきに締約国会議（COP）を開催。

条約のポイント

- 締約国は、以下に定める措置をとる。
 - ① たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置
 - ② 公共の場所でのたばこの煙にさらされることからの保護を定める措置
 - ③ たばこ製品の含有物（情報開示を含む）に関する措置
 - ④ たばこ製品の包装及びラベルに関する措置
 - ⑤ たばこの広告、販売促進及び後援を禁止又は制限するための措置
 - ⑥ たばこ製品のあらゆる形態の不法取引をなくすための措置
 - ⑦ 未成年者に対するたばこ販売を禁止するための措置

実績

- これまでに締約国会議を計11回開催し、不法取引に係る議定書及び各分野におけるガイドライン（注）を策定。

（注）締約国が条約の規定の実施を支援するためのガイダンス

今後の予定

- 第12回締約国会議を、2027年にエレバン（アルメニア）にて開催予定。